

奈良県男女共同参画推進条例の 理念を踏まえた広報づくりを

性別に関わりなく一人ひとりが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題の一つです。奈良県では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成13年7月に「奈良県男女共同参画推進条例」を施行しました。

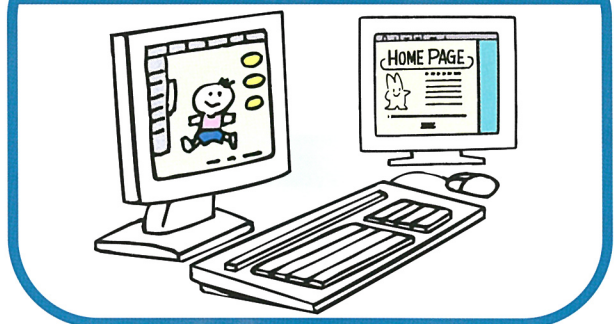
公的広報を作成する際は、条例の理念を踏まえ、男女の人権を尊重し、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していくような表現を積極的に取り入れましょう。

こんな時参考にしてください

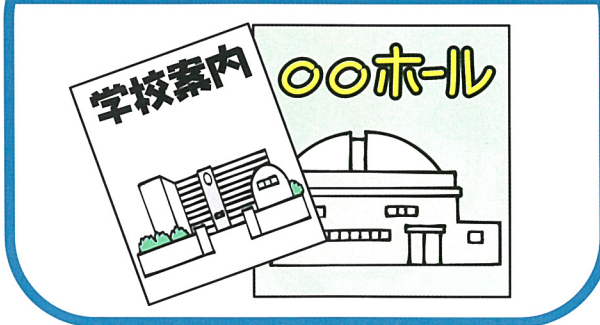
◆広報誌の製作◆



◆ホームページの製作◆



◆施設の案内◆



◆イベントの開催時◆

